

栃木市条例第 1 号

栃木市歴史的風致維持向上協議会条例

(設置)

第 1 条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、栃木市歴史的風致維持向上協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第 5 条第 1 項に規定する歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議を行うこと。
- (2) 法第 5 条第 8 項の認定を受けた歴史的風致維持向上計画の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、歴史的風致の維持及び向上に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、法第 11 条第 2 項に規定する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適切でないと認めるときは、これを公開しないことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、総合政策部蔵の街課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4

条第1項の規定にかかわらず、委嘱又は任命の日から平成32年3月31日までとする。